



滋 総 第 2 2 7 号
平成 30 年(2018 年) 4 月 26 日

公益財団法人びわ湖芸術文化財団
理事長 山中 隆 様

滋賀県知事 三日月 大造



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第 26 条の 28 の 2 第 1 項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。

平成 30 年 4 月 26 日 から 平成 35 年 4 月 25 日 まで

(証明を受けた日から 5 年間)